

建築計画概要書等の閲覧の場所及び閲覧に関する規程

	昭和 61 年 4 月 1 日	加古川市告示第 55 号
改正	平成 5 年 6 月 30 日	加古川市告示第 93 号
改正	平成 7 年 3 月 31 日	加古川市告示第 53 号
改正	平成 14 年 10 月 1 日	加古川市告示第 320 号
改正	平成 15 年 10 月 1 日	加古川市告示第 282 号
改正	平成 21 年 3 月 31 日	加古川市告示第 100 号
改正	平成 22 年 3 月 31 日	加古川市告示第 54 号
改正	令和 5 年 12 月 21 日	加古川市告示第 346 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第11条の3第3項の規定に基づき、同条第1項に規定する建築計画概要書、築造計画概要書、定期調査報告概要書、定期検査報告概要書、処分等概要書及び全体計画概要書（以下「概要書」という。）並びに指定道路図及び指定道路調書（以下「指定道路図等」という。）の閲覧に関して必要な事項を定めるものとする。

(閲覧の場所)

第 2 条 概要書及び指定道路図等（以下「概要書等」という。）の閲覧の場所（以下「閲覧場所」という。）は、加古川市加古川町北在家2000番地加古川市役所都市計画部建築指導課とする。

(閲覧の時間等)

第 3 条 閲覧場所における閲覧の時間は、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

- 2 概要書等を閲覧に供しない日（以下「閲覧場所の休日」という。）は、加古川市の休日を定める条例（平成2年条例第1号）第2条第1項に規定する日とする。
- 3 市長は、概要書等の整理その他必要と認める場合は、前2項の規定にかかわらず、臨時に、閲覧の時間を変更し、又は閲覧場所の休日を設けることができる。
- 4 前項の規定により、臨時に、閲覧の時間を変更し、又は閲覧場所の休日を設けるときは、あらかじめ、その旨を閲覧場所に掲示するものとする。

(閲覧の手続)

第 4 条 概要書を閲覧しようとする者は、閲覧簿に住所、氏名、閲覧しようとする敷地の地名及び地番並びに閲覧理由を記入して、閲覧の申請をしなければならない。

- 2 指定道路図等を閲覧しようとする者は、閲覧簿に住所、氏名、閲覧しようとする敷地の地名及び地番を記入して、閲覧の申請をしなければならない。

(閲覧場所以外での閲覧の禁止)

第5条 概要書等を閲覧しようとする者は、閲覧場所以外の場所で閲覧してはならない。

(閲覧の停止又は拒否)

第6条 市長は、概要書等を閲覧している者（以下「閲覧者」という。）又は閲覧しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、概要書等の閲覧の停止を命じ、又は閲覧の拒否をすることができる。

- (1) 概要書等を損傷し、汚損し、若しくは加筆した者又はこれらのおそれがあると認められる者
- (2) 他の閲覧者に迷惑を及ぼした者又はそのおそれがあると認められる者
- (3) この規程に違反したもの又は職員の指示に従わない者

附則

この規程は、昭和61年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成5年6月30日から施行する。

附則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附則（平成14年10月1日加古川市告示第320号）

この規程は、告示の日より施行する。

附則（平成15年10月1日加古川市告示第282号）

この規程は、告示の日より施行する。

附則（平成21年3月31日加古川市告示第100号）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附則（平成22年3月31日加古川市告示第54号）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附則（令和5年12月21日加古川市告示第346号）

この規程は、告示の日から施行する。